

2018年5月31日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

## フィルタリングとネット利用環境整備に関する課題

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）は、別途ご報告のとおり、10年間にわたる活動を終了します。

しかしながら、青少年のためのインターネット環境の整備のために中立な第三者機関が必要な状況に変化はありません。

EMAは、以下のとおり、現状においてEMAが特に重要と認識している課題と共に、今後の第三者機関の必要性について、以下のとおりご報告いたします。

今後の関係府省庁、および関係団体等における検討等においてご活用頂けますようお願いいたします。

### 本報告書の概要

#### 第1 現状にて認識している課題

- 1 iOS版「あんしんフィルター for au」について
  - (1) 子どもが自由に設定を解除できること
  - (2) 設定状況につき、保護者への通知がされとは限らないこと
  - (3) 保護者への通知は事後かつ1週間間隔であること
- 2 携帯電話通信事業者提供のメッセージアプリはフィルタリングの対象となっていないこと
- 3 OS事業者の提供するフィルタリング機能は日本の現状に照らし、未だ改善の余地があること

#### 第2 中立的な第三者機関の必要性に関する意見

## 第1 現状にて認識している課題

### 1 iOS版「あんしんフィルター for au」について

スマートフォンにおいて、通信経路、ブラウザ・アプリなどの閲覧ソフトの多様性から、フィルタリングの設定が複雑であり、保護者が容易に設定できる状況ではないこと自体、青少年のネット利用環境の整備において従前からの課題であり、未だ解決されていないことはEMAとしても認識している。

iOS版「あんしんフィルター for au」は、これらの設定を容易にすることに加え、携帯機器の使いすぎにも対応可能なものとして発表されたものであるが、EMAとしては、以下の課題があることを確認している。

#### (1) 子どもが自由に設定を解除できること

iOS版「あんしんフィルター for au」の解除に際し、パスワードなどは要求されない。EMAにおいて、携帯機器利用者である青少年は、パスワードを知っているか否かにかかわらず、iOS版「あんしんフィルター for au」の設定を自由に解除できることをEMAにおいて確認した。

フィルタリングは、青少年の判断能力が不十分であることから、青少年有害情報等を掲載するサイト等の閲覧を制限する機能を提供するという趣旨に鑑み、青少年が自ら自由に設定を解除できる仕組みが不適切であることは言うまでもない。

なお、iOS版「あんしんフィルター for au」の提供主体であるKDDIからは、設定を解除した場合保護者に通知がされる旨の説明を受けているが、通知の有無にかかわらず、通知が事後的に行われるのでは、青少年有害情報の閲覧防止というフィルタリングの機能を全うできない。

#### (2) 設定状況につき、保護者への通知がされるとは限らないこと

KDDIの説明を前提としても、EMAとしては、以下のとおり、通知が保護者になされるとは限らないという問題があることを認識している。

つまり、設定状況が保護者に通知されるためには、青少年が利用する携帯機器に、保護者のIDまたは保護者の連絡先が登録されている必要があるが、保護者が自らのIDを有しているとは限らず、また、保護者の連絡先の登録が確保されるための仕組みもEMAにおいて確認できなかった。

青少年の利用する当該携帯機器に紐付いたIDまたは連絡先に通知がなされるのであれば、設定が解除された旨の通知の行き先は、利用者たる青少年自身であることになり、かかる通知には意味がないこととなる。

#### (3) 保護者への通知は事後かつ1週間間隔であること

KDDIの説明によれば、設定状況に関する通知は1週間間隔でなされるとのことであった。設定解除が行われた1週間後では、即時的な情報の受発信が一般的な現状において、保護者が対応するために適切な期間とは言えない。

以上のとおり、現在、多数の青少年によって使われている iPhone のフィルタリングの仕組みに関し、青少年保護の観点から見て重大な問題が生じており、機能改善、保護者への情報提供など、早急な対応が必要である。このような課題を確認し、かつ、それを指摘するためには、中立的な第三者機関が必要である。

## 2 携帯電話通信事業者提供のメッセージアプリはフィルタリングの対象となっていないこと

2018年5月に携帯電話通信事業者3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）から「+メッセージ（プラスメッセージ）」がリリースされた。これは、従来のSMSを発展させたサービスではあるが、従来のSMSの態様と大きく異なり、画像、動画、スタンプなどの送受信とともに、グループでのコミュニケーションも可能となるなど、「LINE」など所謂メッセージングサービスを踏襲する部分が多く、利用方法も類似する部分が多い。

EMAにおいて、同サービスがフィルタリングの対象となっているか否かを調査したところ、現段階では、「基本アプリ」に分類されるものとして、フィルタリングの対象となっていないことが確認された。

そもそも、フィルタリングは、青少年の利用上のリスク等で制限対象となるか否かが判断されるものであるが、この「+メッセージ（プラスメッセージ）」が、フィルタリングの制限対象とならないのであれば、青少年の利用上問題がないのか、また、フィルタリングを提供する携帯電話通信事業者自らのサービスについて、フィルタリング上、同種のメッセージングサービスと同様の扱いを受けていないことが商業的公平性の観点から問題がないのかについて、フィルタリングの可否の決定において青少年保護以外の観点が働いていないかを改めて確認する必要がある。EMAの解散後、青少年の利用に配慮したサイトの管理体制を具備していることを認定する機関は存在しておらず、EMAの現在の認定が終了する2019年4月末以降、どのような基準でフィルタリングの是非を決定するのか現状不明であり、上記のような状況はフィルタリングの提供機関自身が自らのサービスを利するために恣意的な判定を行っているとの疑義を生じさせかねない。このような疑義を生むことのないよう、中立的な第三者機関が必要であることが改めて認識されるべきである。

## 3 OS事業者の提供するフィルタリング機能は日本の現状に照らし、未だ改善の余地があること

2018年2月1日の青少年インターネット環境整備法の施行を受け、旧法下では何ら言及されていなかった携帯機器等のOS事業者にも、フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務が課せられている。

例えば、現在、青少年において広く使われている iPhone においては、iOSに青少年保護のための機能制限が内蔵されているところではあるが、ここで採用されている基準が必ずしも日本の青少年保護の基準と合致しているとは言えないため、従来、EMAは、iOSにお

いて採用されている基準に基づき、アプリ等を調査し、その情報等を Apple に提供する活動を行い、改善を推進してきた。

青少年が広く利用しているスマートフォンにおいてはこのような OS 事業者のフィルタリング機能が重要であり、今後とも、日本の青少年保護の観点から、このような情報提供を継続する機関が必須である。

## 第2 中立的な第三者機関の必要性に関する意見

上記の課題は、EMA として特に重要であると考えたものに限定して指摘したものであるが、他にも、青少年保護の観点から見た、分かりやすい情報提供など、コンテンツ事業者や携帯電話通信事業者などとは独立した中立的な第三者機関が担うべき役割は多々存在している。

EMA は、既に述べたとおり、重要な関係機関からの協力を得ることができなかったことにより解散せざるを得ないが、このような第三者機関の必要性が否定されたわけではない。

下記に EMA に寄せられた関係事業者・団体からの第三者機関の必要性等に関する意見を集約して掲載しておく。

今後の青少年ネット環境の整備に関し、参考となれば幸いである。

### **【参考：関係事業者、関係団体等からの意見】**

#### **1. EMA 認定制度に代わる新たな枠組・体制整備等について意見・要望**

- ・ このまま EMA の終了に伴い、従来の認定サービスがフィルタリングされてしまうようなことがあれば、かなりの混乱が予想される。事業への影響も大きい。本制度をある程度承継するような新しい取り組みが必要に思います。一方で、厳重な EMA 認定を受けていても、サービス内で犯罪に巻き込まれるケースも多々あるかと思えます。ユーザー啓蒙はもちろん継続強化するとして、従来のように時間とコストをかけて認定、監視を行う体制を改め、もう少し簡易に認可を執り行うことで認定機関のコスト最適が行えないでしょうか。どちらにせよ、通信事業者とサービス事業者の間に立ち指針を定めていく第三者機関は必要に思います。
- ・ ネット先進国に学び、SNS いじめ問題、依存問題など現在子どもたちが直面している問題に対して早急に対応できる体制整備をお願いしたい。
- ・ 認定は必要である。EMA 認定制度が終了することは残念だが、それに代わるものがなくてはならないと思います。

- ・ 放送における BPO のような枠組み、もしくはそれにオブザーバーとして関係省庁からの出向を加えたような体制を基本に、現在関与している団体（全国のモラル・リテラシーなどの啓発活動をしている団体）へも門戸を開いているような組織はできないだろうか。
- ・ EMA の認定制度は、利害関係がない第三者によりサイトアプリの審査認定を行っているもので、この認定制度以外の新たな枠組や体制は思い浮かびません。一方で、いつまでもこの認定制度に頼っていくのかということも、もちろん議論の余地があります。現時点においては、児童のインターネット利用の注意事項を習う情報モラル教育（情報リテラシー教育）の時間は、年に 1 度の講話だけという学校も多くみられることから、少なくともこれらの教育を充実させることが制度設計の見直しには不可欠と考えられます。
- ・ アプリの中で SNS 機能を提供していますが、ターゲットは女子中高生なので、EMA 認定制度に代わる新たな枠組を切望します。アプリがブラックリストにはいった場合、ユーザーへの影響が大きく何らかユーザーを救える枠組。体制整備が欲しいです。
- ・ 同様の枠組みでの認定制度は引き続き必要と考えます。欧米では Child Online Privacy Protection Act (COPPA) の様な法的枠組みがあり、わが国に於いても同様の法整備が強く求められるところです。
- ・ EMA 認定制度の終了は残念であるが、第三者的な立場でインターネット上の青少年保護に関する活動を行う組織は必要であり、財務的にも安定した運用ができるような仕組みを、電気通信事業者の参加も得て構築すべきであると考えます。
- ・ 現時点では明確なイメージはなく、端末やサービスが多様化し、通信キャリアも増える中で、EMA 認定制度終了後の青少年被害の状況変化を注視しながら検討していく必要がある。

## 2. 第三者機関の必要性等について意見・要望

- ・ 通信事業者、総務省主体では、なかなか関係各所を巻き込んだ推進は難しいのではないのでしょうか。EMA のような第三者機関の存在が望ましいと思います。
- ・ 第三者機関による監視体制は、悪徳・不正アプリ作成、公開の抑止力に繋がるため、今後も必要だと思えます。まもなく事業終了とのこととても残念です。

- ・ 認定制度は必要であり、またそれは中立を保てる第三者機関でないといけないことは自明だと思います。
- ・ 開発者や担当者などとは異なる第三者が、問題箇所を網羅的にみつけだす洗い出しの作業は当事者の見落としを防ぐなどの点で有効であると思う。
- ・ 認定する組織は特定の企業や政治の影響を強く受けるようなことがあってはならない。恣意的な運用を避け、中立であることを希求すべきと考えるので、その点から第三者機関であることが必要と思う。
- ・ 第三者機関でなく携帯電話事業者やフィルタリング事業者が独自に判定すれば、仮にそれが平等かつ妥当な判定であったとしても、恣意的な判定であると批判を受けることになるでしょう。仮に国が判定すれば、言わずもがな検閲しているとの批判を受けることになります。一般の大人の視点で何ら問題がないと判断されるサイトアプリが使用できなくなれば、フィルタリングに不同意の子の意見を親が納得同意し、ますますフィルタリングの実装率が下がってしまうこととなるでしょう。最低限のフィルタリングすらかからない状況で、陰に潜む危険な違法・有害サイトアプリを使用してしまうことで、フィルタリングを使用していれば防げたはずの被害が増えることだけは絶対に避けたい。その観点からして、第三者機関はなくてはならない存在と考えます。
- ・ 第三者機関があることによって SNS 機能に対するお墨付きがつけられるので、必要性が非常に高いと考えます。
- ・ スマートフォンが普及するなかで、現状に対応可能な実効性のある青少年保護のための枠組み作りが必要と考えています。
- ・ 第三者機関は引き続き必要と思量します。
- ・ 青少年の保護と健全な育成を目的として、Web サイトやアプリケーションへの青少年のアクセスについて何らかの対策を行うのであれば、表現の自由との両立を図るためにも、法的な内容規制を行うのではなく、業界の自主的な規制によることが望ましい。こうした規制が、独善に陥らないために、中立的な立場から指針を示したり啓発を行ったりするための第三者機関は必要である。
- ・ 青少年が特定のウェブサイトにアクセスしたり、特定のアプリを利用したりするのを

制限することは、彼らの「知る権利」や「表現の自由」を制限することに他ならない。したがって、基本的には行うべきではない。本来は、リアルであれネットであれ、危険なもの、怪しいものが世の中に存在することを教え、自らの判断で危険を回避できる人間に育てる「教育」が最も重要であり、見えないところに「隠す」ことが最善とは必ずしも言えない。他方、重大な犯罪被害のリスクが潜むウェブサイトやアプリ、健全な発達に悪影響を及ぼす可能性が高いコンテンツなど、ネット上には、特に低年齢の青少年の目に触れさせるのが好ましくないものが多々あることも否定できない。発達段階や性格（リスク受容性）がそれぞれ異なる青少年に対し、「何を見せて何を見せないか」を一元的に判断するのは難しい。理想はそれぞれの保護者が、それぞれの子供の状況に合わせて判断することであるが、それは現実的ではない。とすれば、保護者の代わりとして、専門的な知見をもとに、ある程度一般化した判断基準を提供する第三者機関が必要である。これはあくまで「保護者の代理」であり、「何を見せて何を見せないか」を判断するのが国家権力であってはならない。また、通信の秘密を守る立場の通信事業者自身が、「どのコンテンツを誰に見せないようにするか」を決めることも適切ではない。現状、フィルタリングとの連動については様々な課題があるところではあるが、保護者や青少年自身にリスクを正確に伝え、判断基準を提供する第三者機関は、引き続き必要であると考えます。

### 3. その他、青少年のネット利用環境整備の在り方等について意見・要望

- ・ 米中などと比べ、ITの人材育成で遅れが鮮明になる中、プログラミング教育が必修となり、日本の教育は大きな転機を迎えているように思います。世界中から最先端のアイデアが集まり、日々新しい事業がボーダーレスで形になっていくのがインターネットの面白いところです。インターネット・リテラシーの教育が最重要という前提ですが、単純に「臭いものには蓋」の理論だけで、フィルタリング施策を押し進めるのではなく、世界に通用する人材育成の観点でも、青少年にどのようにインターネットの世界に触れてもらうかを戦略的に考えていくべき時期だと感じています。
- ・ 保護者対象の講演を通して常々思うこととして、保護者は決して進んで子どもに持たせているわけではなく、大半は持たせないと仲間外れになるから仕方なくお金を払って持たせています。ネット利用は各家庭の保護者の考え方に委ねられているため、保護者のリテラシーに格差もあり、ある程度規制済みの機器提供があれば良いという意見が多数出ています。

以下、保護者の切実な意見をまとめます。

- ・ フィルタリングについて

保護者が皆適切なフィルタリング設定ができるわけではないので、「子どもケータイ」という大雑把な括りではなく、最初から年齢別のアプリが入りフィルタリングも設定された小学生用、中学生用など、利用対象専用の機器を提供すべきと、保護者からの意見は多数。私も同感です。保護者に統一した標準的なリテラシーを求めるのは無理。

- ・ネット依存

大人でもこれだけ依存が問題になるなか、政府は何もしないのか？訪問先の小学校でも既に依存症と思われる子どもがいるが、安易に病気だと言えず指導が難しい。韓国のように早く病気認定するなりして病状に合う治療を早急に対応せねば、国家の担い手になる子どもたちが社会に適用できない依存だらけになり、国家の将来が危ぶまれる、とまで危惧する大人もいます。私も同感です。

- ・ 認定制度の充実と、啓発活動は両輪です。ただ、現在の状況をみると、日本全体で一感がないようにも感じます。
- ・ 青少年利用が適切であるか、一定の基準・条件を持った上で、技術開発などの発展と共に一連の問題や課題について情報を継続的に蓄積させ、共有していく機関があった方がよいと思う。保護者・青少年対象だけでなく、インターネット・リテラシーを身近に広く周知できる機会を増やし、社会全体の問題としてほしい。より大人の理解が深まれば、こどもへ説明がなされ、広がることが考えられる。
- ・ この10年ほどの間に青少年に対する情報モラルやリテラシー向上に関する啓発ツールは量、質ともずいぶん充実してきたように感じる。また、法的にも「表現の自由」あるいは「通信の傍受」など課題とされてきた点で整理され、インターネット環境整備法として整えられてきたと思う。しかし、今後IoTあるいはIoBにより、さまざまなデータが利用させる時代に突入することで、想定し得ない利用法（悪い意味で）が現出することも想定される。それが犯罪意識の薄い青少年の発想から生まれることはなんとしても避けなければならないと思う。青少年保護バイデザインの適用範囲が広がることも想定される中、コンテンツ提供者に対して、その指針を示す団体はますますその必要性が高まるものとする。また、依存症についても治療とは別に、それに陥らないための啓発は今後も必要である。学校教育において道徳の授業に情報モラルが導入されるが、現場の教員の負担軽減の意味でもいわゆるエキスパートを養成し、青少年に対する啓発が全国的に同じレベルで展開されるよう環境整備が計られることを望む
- ・ OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2015）によれば、「校外での SNS」「校外での創



作物アップロード・共有」の頻度は、調査した 47 カ国/地域の中で日本の子どもが最低水準だったという結果が出ています。これだけを単純に扱うことはできませんが、子どもたちのインターネット利用について「危険・禁止・制限」が徹底された結果であると言えなくもありません。将来、今の子どもたちがインターネットを有効活用して新たな産業や文明を生み出していけるのか心配になります。フィルタリングを使って子のインターネット利用を”制限”するのではなく、危険かつ違法・有害なサイトアプリから身を守るために”活用”するという考えに転換しませんか。小さい子にはルールを守らせる”他律”を身につけさせ、中高生には自分で考えて安全に行動する”自律”を身につけさせることが肝要です。

- ・ 青少年に対しては年齢に応じて段階的にサービスを利用できる形が好ましいと考えます。SNS に関してもトラブルのない、安心・安全なサービスを通じて正しい使い方を学び、危険性についても十分学んだ上で、大人になってから自由に使える形が好ましいと考えます。
- ・ 行政や事業者、啓発関係者の現場から一步離れた場所から眺めていた印象として、関係者間で青少年保護の優先順位について温度差があるように感じた。青少年のネット利用の現状をしっかりと把握して状況認識を共有し、何が効率的で効果的な対策なのか、関係者間で率直に議論することが必要なように思われる。

以上

本プレスリリースに関するお問合せ先  
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
<http://www.ema.or.jp/>  
e-mail:[info@ema.or.jp](mailto:info@ema.or.jp)